

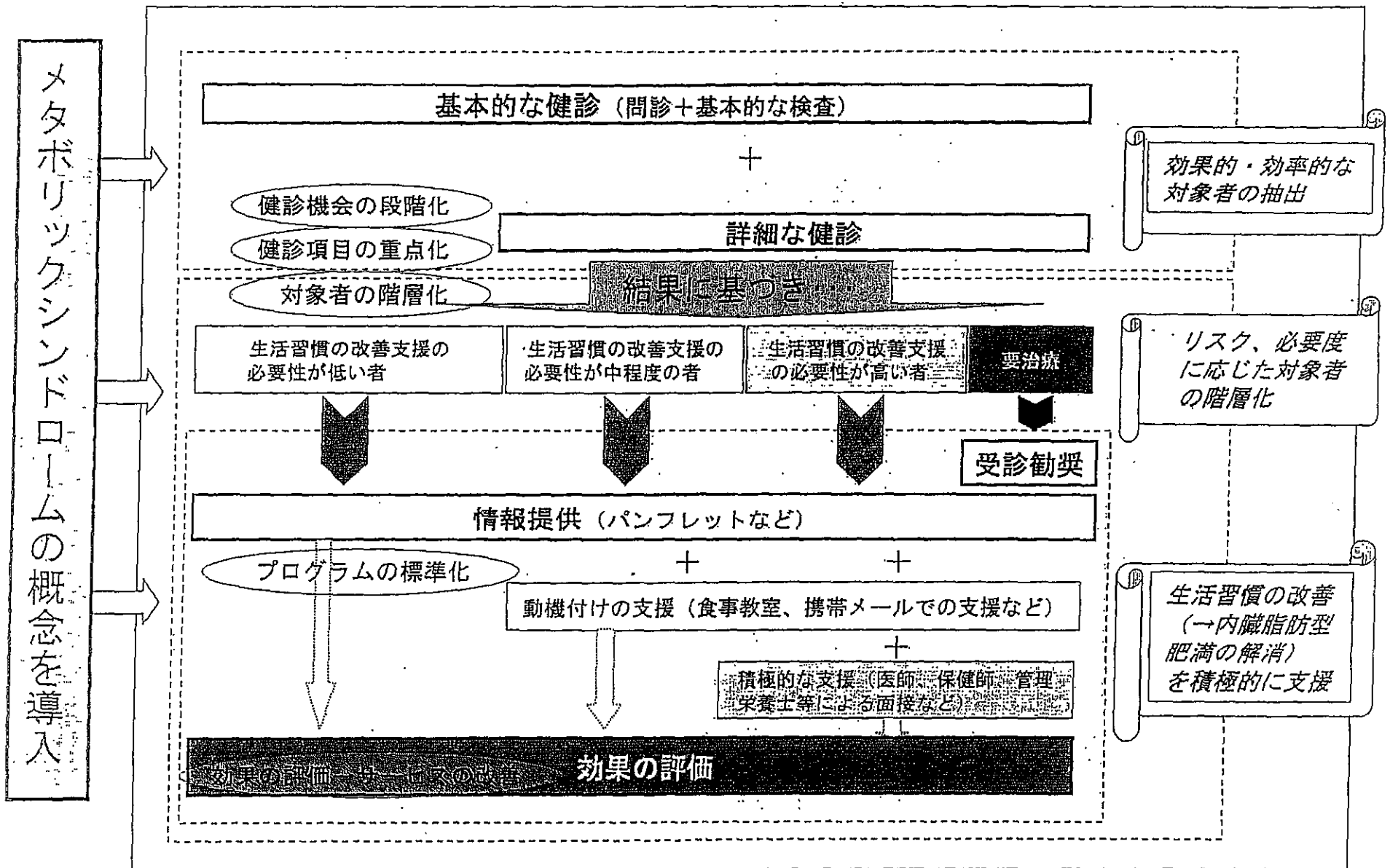
「健康日本21」における代表目標項目

一次予防(健康増進、健康づくり)	
栄養・食生活	適正体重を維持している人の増加
	脂肪エネルギー比率の減少
	野菜の摂取量の増加
	朝食を欠食する人の減少
身体活動・運動	日常生活における歩数の増加(成人、高齢者)
	運動習慣者の増加
休養・こころの健康づくり	睡眠による休養を十分にとれていない人の減少
たばこ	未成年者の喫煙をなくす
	公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及
	禁煙支援プログラムの普及
アルコール	多量に飲酒する人の減少
	未成年者の飲酒をなくす

二次予防(疾病の早期発見、早期対策)	
循環器病 (糖尿病)	健康診断を受ける人の増加 (糖尿病検診の受診の促進)
がん	がん検診の受診者の増加
糖尿病	糖尿病検診受診後の事後指導の推進

疾病の発症、死亡者等の減少	
休養・こころの健康づくり	自殺者の減少
歯の健康	(学齢期のう蝕予防) 一人平均う歯数の減少
	(歯の喪失防止) 80歳で20歯以上、60歳で24歯以上の自分の歯を有する人の増加
糖尿病	糖尿病有病者の増加の抑制(推計)
循環器病	高脂血症の減少
	生活習慣の改善等による循環器病の減少(推計)

健診から保健指導への流れ（イメージ図）



都道府県健康増進計画の見直しに関する国の具体的支援

都道府県健康増進計画の見直しの基本的な方向性

1 地域の実情を踏まえた具体的な数値目標の設定

- ・「健康日本21」の代表目標項目を始めとして、地域の実情を踏まえた地域住民にわかりやすい目標値を提示。

2 医療保険者、市町村等の関係者の役割分担・連携促進のための都道府県の総合調整機能の強化

- ・都道府県の総合調整の下、関係者が協議して、具体的施策に即し、医療保険者、市町村等の役割分担を明確化するとともに、関係者間の連携を促進。

3 各主体の取組の進捗状況や目標の達成度の評価の徹底

- ・各主体の取組の進捗状況や目標の達成度について、都道府県が定期的に評価し、計画の見直しに反映。

都道府県健康増進計画の見直しに関する国の具体的支援

1 都道府県健康・栄養調査マニュアルの策定

- ・「健康日本21」の代表目標項目について、各都道府県で地域の実情を踏まえた目標値の設定を支援する観点から、目標値設定のための現状把握等に資するよう、各都道府県が実施する健康・栄養調査等に関するマニュアルを策定。

2 地域・職域連携推進協議会の設置支援

- ・都道府県の総合調整の下、医療保険者、市町村等の関係者が、具体的施策に即したそれぞれの役割分担や連携方策について協議する場である、地域・職域連携推進協議会の設置を支援。

3 都道府県健康増進計画改定ガイドラインの策定

- ・①目標項目の選定、②関係者の具体的な役割分担と連携促進、③各主体の取組の進捗状況や目標の達成度の評価等に関する基本的な考え方を示した都道府県健康増進計画改定のためのガイドラインを策定。

今後のがん対策の推進について 「がん対策推進アクションプラン2005」

平成 17 年 8 月 25 日

がん対策推進本部

1. 基本認識

- がんは日本人にとって第一位の死亡原因、国民の健康にとって重大な脅威であり、あらゆる可能な施策を総合的に活用し、最も効果的で効率的な対策の実施が求められている。
- 同時に国民・患者は、がん医療の進歩に期待しつつも、実際に享受できる医療サービスには満足していない現状があり、この現状の改善や不安の解消を強く求めている。
- このような状況を踏まえ、厚生労働省は次のような考え方に立脚した「がん対策推進アクションプラン2005」を掲げ、緊急にがん対策の飛躍的な向上を目指すものとする。

アクション1

がん対策全体を国民・患者の視点から総点検し、がん対策の効果をより一層高め、国民・患者のニーズに応じた対策の重点的推進を図るための「がん対策基本戦略」として再構築する。

アクション2

国民・患者のがん医療に対する不安や不満の解消を推進するとともに、現場のがん医療水準の向上と均てん化を図るため、がん対策に係る「がん情報提供ネットワーク」の構築を推進する。

アクション3

国民・患者の意識やニーズ、がん医療の実態を適切に反映した情報提供ネットワークを共有するための「検討の枠組み」を創設し、国民・患者本位のがん対策を推進する。

2. 具体策

アクション1. 「がん対策基本戦略」の策定と推進

がん対策の効果をより一層高め、国民・患者のニーズに応じた対策の重点的推進を図るための「戦略アプローチ」と「戦略指標」から成る基本戦略を策定し、必要ながん対策を重点的に推進する。

- (1) 国民・患者の視点やニーズから、がん対策を4つの「戦略アプローチ」に再構築し、今後、必要ながん対策を重点的に推進する。【別紙1】
- (2) がん5年生存率20%改善を含めた全体的な戦略目標の達成に至るための具体的な“道標”(みちしるべ)として、がん種別・対策別にブレイクダウンした「戦略指標」を今後策定する。

アクション2. 「がん情報提供ネットワーク」構築の推進

国民・患者や医療従事者に対するがん診療情報提供の体制整備の支援と、がん対策に関連する情報基盤の中核を担う組織の設置により、「がん情報提供ネットワーク」の構築を推進する。【別紙2】

- (1) がん患者や地域医療機関からの相談対応を担う「相談支援センター(仮称)」の設置を要件とする「地域がん診療拠点病院(仮称)」等の整備を推進する。
- (2) さまざまながん対策に関連する情報の効果的・効率的な収集、分析、発信等に不可欠な情報ネットワークの中核的組織として、国立がんセンターに「がん対策情報センター(仮称)」を設置する。

アクション3. 外部有識者による検討の枠組み創設

国民・患者の視点も踏まえた、がん情報ネットワーク等に関する提言やその情報に基づくがん対策の現状評価等を行う外部有識者による「がん対策情報センター運営評議会(仮称)」をがん対策情報センター(仮称)に設置する。

「がん対策推進戦略アプローチ」

平成 17 年 8 月 25 日

がん対策推進本部

【考え方】

がん対策を国民・患者の視点に基づき、〔Ⅰ〕がん予防・早期発見の推進、〔Ⅱ〕がん医療水準均てん化の促進、〔Ⅲ〕がんの在宅療養・終末期医療の充実、〔Ⅳ〕がん医療技術の開発振興、の4つの戦略的なアプローチとして再構築し、今後、必要な対策を重点的に推進する。

【具体的な内容】

〔Ⅰ〕がん予防・早期発見の推進

1. がん検診の質の向上

- がんをより効果的・効率的に早期発見する精度の高い検診を実施するため、最新の知見に基づくがん検診方法等の検討やがん検診の事業評価を推進する。

2. 効果的ながん検診の普及

- 死亡率減少効果のあるがん検診を推進するため、マンモグラフィの緊急整備や撮影技師及び読影医師の育成を図るとともに、乳がん・子宮がん検診の啓発普及活動等を推進する。

3. がん予防の推進

- 効果的な禁煙支援マニュアルや研究成果を踏まえた生活習慣の改善によるがんの予防法を普及啓発し、がん予防を推進する。

〔Ⅱ〕がん医療水準均てん化の促進

1. がん専門医等がん医療専門スタッフの育成

- がん診療に従事する医師等に対して研修の機会を提供するとともに、国立がんセンターの研修修了者等を登録するデータベースを整備し、医療機関等の要請に応じて情報提供等を行う。

2. 地域がん診療拠点病院(仮称)の機能強化と診療連携の推進

- がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、2次医療圏に1カ所程度の「地域がん診療拠点病院(仮称)」を整備し、緩和医療の提供、患者等に対する相談支援等の機能を強化するとともに、地域の医療機関との診療連携を推進する。

3. がん診療に関する情報の収集・提供体制の整備

- 上記2の「地域がん診療拠点病院(仮称)」等への「相談支援センター(仮称)」の設置に加え、「都道府県がん診療拠点病院(仮称)」と国立がんセンターで構成する「全国地域がん診療拠点病院連絡協議会(仮称)」を設置し、がんに関する各種情報の共有等を行う。

[Ⅲ]がんの在宅療養・終末期医療の充実

1. がん在宅療養・終末期医療の環境・基盤整備

- がんの在宅療養・終末期医療を推進するため、医療従事者の研修や在宅ホスピスケア推進のためのアドバイザー派遣、普及啓発等を行う。

[Ⅳ]がん医療技術の開発振興

1. 新しいがん医療技術実用化の推進

- 基礎研究の成果を迅速に臨床応用へと結実させる橋渡し研究(トランスレーショナルリサーチ)等の推進と、これを支える研究基盤の充実を図るとともに、優先度や重複排除に配慮した課題設定を行うことによって、国民のニーズに応えるがん研究(アスベストに関連するがんの研究を含む)を推進する。

2. 抗がん剤等の治験とがん治療法の臨床研究の推進

- 優先度の高い抗がん剤等について迅速かつ確実な治験実施につなげるとともに、標準治療法開発のための臨床研究や治験の円滑な実施環境を整備する。

3. がん対策を総合的に推進するための戦略的な研究の実施

- 研究の成果目標及び研究方法を予め設定し、研究者や研究協力施設等を公募する「戦略研究」をがん研究において実施する。

患者
(個別的)

患者個別性

一般的、
普遍的、
エビデンス
形成

民間団体・
NPOなど

保健所
など

学会など

相談支援センター
(仮称)



がん診療拠点病院(仮称)
で患者・家族に正確な情報に
基づく支援を行う。

“役立つ情報”
の提供

外部有識者
による評議会
(国民・患者の
視点を反映)

がん対策情報センター(仮称)

がん医療情報提供 機能	がん診療支援 機能	臨床研究支援 機能	がんサーベイランス 機能	がん研究企画支援 機能
がん医療に関する診療ガイドライン、患者・家族向けQ&A等を正確でわかりやすい形で提供する。	遠隔病理、遠隔放射線画像診断等の「遠隔コンサルテーション」の運営管理、放射線照射機器等の品質管理を行う。	国内外の抗がん剤の開発・承認状況等に関する情報を集積するとともに、データ処理や関係者の役割調整など治療を含むがんに係る臨床研究の円滑な実施に必要な支援を行う。	がん生存率、医療機関の治療成績等の算出に必要ながん登録(地域がん登録、院内がん登録等)の支援や全国集計を行う。	がん対策と研究を総合的に推進するため、がん研究資金配分機能を担うとともに、外来化学療法を含むがんに関する医療従事者研修の調整等を行う。

「相談支援センター（仮称）」について

1. 考え方

- 患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応できるよう、現行の地域がん診療拠点病院に設けられている医療相談室の機能を強化し、新たに「相談支援センター（仮称）」を設置する。

2. 相談支援センター（仮称）の機能

相談支援センター（仮称）は、院内外の医療従事者の協力を得て、地域の医療機関や患者からの相談に対応する。

① 地域の医療機関や医療従事者の紹介

- ・ 診療機能、入院・外来の待ち時間、訪問看護師を派遣した患者数等を紹介する。
- ・ 地域の医療従事者に関する情報（経歴、発表論文、専門とする分野、医師あたり紹介患者数等）を提供する。

② セカンドオピニオン医師の紹介

- ・ 地域がん診療拠点病院（仮称）等の医師だけでなく、その地域においてセカンドオピニオンを提供している医師を紹介する。

③ 患者の療養上の相談

- ・ 患者の療養上の相談を受け、各患者のニーズに合った医療サービス等に関する情報を提供し支援する。

④ 各地域の患者及び医療従事者のニーズや満足度の把握

- ・ 患者、地域医療機関、かかりつけ医（特に紹介元・紹介先の医師）のアンケート調査結果の紹介等を行う。

⑤ 各地域・各医療機関における連携事例の紹介

- ・ 各地域・各医療機関における地域がん診療拠点病院（仮称）等やかかりつけ医との連携事例に関して情報を収集し、紹介する。

「がん対策情報センター(仮称)」について

1. 考え方

- がん医療水準均てん化の推進には、国民・患者に対する最新情報の提供、医療従事者に対する研修、研究者に対する必要な研究支援などとともに、5年生存率をはじめとするがん対策企画立案に必要な基礎データの蓄積など、さまざまながん対策に関連する情報の収集、分析、発信等を担う情報基盤の整備が不可欠である。
- このための中核的組織として、国立がんセンターに「がん対策情報センター(仮称)」を設置する。

2. がん対策情報センターの機能

① がん医療情報提供機能

がん医療に関する診療ガイドライン、患者・家族向け Q&A 等を正確で分かりやすい形で提供する。

② がん診療支援機能

遠隔病理、遠隔放射線診断等の「遠隔コンサルテーション」の運営管理、放射線照射機器等の品質管理を行う。

③ 臨床研究支援機能

国内外の抗がん剤の開発・承認状況等に関する情報を集積するとともに、データ処理や関係者の役割調整など治験を含むがんに係る臨床研究の円滑な実施に必要な支援を行う。

④ がんサーベイランス機能

がん生存率、医療機関の治療成績等の算出に必要ながん登録（地域がん登録、院内がん登録等）の支援や全国集計を行う。

⑤ がん研究企画支援機能

がん対策と研究を総合的に推進するため、がん研究資金配分機能を担うとともに、外来化学療法を含むがんに関する医療従事者研修の調整等を行う。